

令和7年度登別市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障がいのある方が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がいのある方が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、登別市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」に基づき、障がいのある方が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、登別市の全ての部局における物品等の調達に適用するものとする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる施設等は、その所在地又は住所地が登別市内にある、以下の施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たす事業所）
 - ① 障がい者の雇用数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

(4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設

4 調達を推進する物品等

障害者就労施設等へ調達実績のある庁用品、食糧品、記念品、花苗、剪定作業、除雪作業等について引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

5 物品等の調達目標

調達目標は、調達額が前年度の実績額以上とする。

6 物品等の調達推進のための具体的方策

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針のほか、登別市における各種施策（高齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく調達方針等）と調和を図るものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約制度の積極的な活用を努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、可能な限り計画的に行うとともに、納期の設定等に配慮するものとする。

7 庁内の体制の構築

- (1) 保健福祉部障がい福祉グループは、障害者就労施設等からの調達を促進するため、物品等の情報提供を積極的に各部局に行うとともに、必要に応じ連絡調整を行う。各部局は、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 登別市が所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等の物品販売等について、積極的に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針については、市ホームページ等により公表する。調達方針や調達目標等の見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 本調達方針に基づき調達した物品等の実績額は、年度終了後に、市のホームページ等により公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部障がい福祉グループとする。